

---

# ミャンマーとベトナムの経済発展と 制度，カントリーリスクに関する一考察<sup>1)</sup>

丹野 勲

---

## はじめに 経済発展とリスク

本稿では、経済制度、政治制度、企業制度、法制度等の制度が経済発展に大きな影響を与える要因であることを考察する。さらに、これらの制度とカントリーリスクとの関連について、ミャンマーとベトナムをケースとして取り上げて議論する。

著者が注目するのは、経済発展における制度の役割と重要性である。経済発展論の観点からすると、新制度派経済学のダグラス・ノース<sup>2)</sup>を中心とするグループの業績は注目される。ノースは、経済発展をした国は、「取引費用」を下げるように制度を改善したからだと主張している。取引費用というのは、取引にかかる費用で、輸送費、宣伝費、また信用取引で債権を回収するための費用などで、この費用が高い限り、取引量は増えず、そのため生産も増えないと主張する。しかし、ノースのように取引費用だけで経済パフォーマンスを説明するのは、必ずしも説得力はない。制度は取引費用以外に、インセンティブや経済的自由に影響を与える。制度がどのように影響を与えているかが、国の経済の発展を判断する重要な基準である。

本稿では、制度を制度派経済学が仮定した経済的制度のみではなく、広義の制度を仮定する。すなわち、経済（体制）制度、法制度、法制度の執行能

力、政治制度、官僚制度、企業・経営制度、社会制度等、経済・法律・経営・社会に関する制度を考える。経済発展において、このような制度のあり方が重要であると仮定するのである。

カントリーリスクとの関連で言えば、このような制度に対してリスクを感じているために、国内・海外の投資家が投資を躊躇うことになるのである。

### (1) 制度と何か

制度とは、社会的仕組み、ルールである。制度には、法律や通達で定められた法制度、経済体制や経済政策による経済制度、企業活動としての企業制度、等がある。制度には、法的拘束力を持つルールと民間での慣習だけに適応されるルールがある。

青木<sup>3)</sup>は、比較制度分析の視点から、制度に次のような2つの特質があるとする。

第1は、制度の持つ戦略的補完性である。これは、1つの制度が安定的な仕組みしくみとして存在するのは、社会の中にある行動パターンを選ぶことが戦略的に有利となり、自己拘束的な制約として定着する。

第2は、制度の持つ経済システム内部の制度的補完性である。これは、多様なシステムが生まれるのは、1つのシステム内のさまざまな制度が互いに補完的であり、システム全体として強さを生み出している。

比較制度分析では、制度の成立や、制度の社会的適応は、経済システムが取り巻く歴史的・技術的・社会的・経済的環境に依存すると考え、これを経路依存性と呼んでいる

### (2) 法制度

法制度は、法律等成文化されたルールである。また、ルールを守らせるという執行する能力を考慮する必要がある。法律で定められた一定のルールに人々が従い、法的制度が実質的に機能するためには、違反行為と違反者を発

見・特定するモニタリング組織，裁判所のような違反行為を罰する仕組みといった社会的インフラストラクチャーが整備されているという条件が必要である。発展途上国では，このようなルールを守らせるという執行能力に問題のあるケースが存在する。例えば，犯罪に対する法律は出来ていても，その犯罪を取り締まる体制が出来てないと，犯罪を抑止することは出来ないだろう。一部の発展途上国では，営利誘拐，脱税，等の犯罪が横行している。その原因の1つは，犯罪を取り締まる警察や裁判制度が有効に機能していなかったり，腐敗しているためであろう。

現在資本主義社会における所有権法概念は，法制度の中で最も重要な概念の1つであろう。特に土地の所有権に関する制度は，各国により微妙に相違する。発展途上国，社会主義諸国，社会主義から市場経済へ移行している一部の諸国では，所有権概念が未発達である。ベトナムや中国のように土地の所有権を認めていない国も存在している。このように，土地などの所有権に関する法制度は，経済発展にとって重要な制度の1つであろう。

### (3) 経済制度

経済発展に影響すると考えられる経済体制として重要な制度は以下であろう。

第1は，基本的な経済体制である。経済体制としては，市場経済，社会主義経済，および社会主義から市場経済への移行経済が代表的な制度であろう。アジア諸国を見ると，ベトナム，中国，ラオスのように，政治的には社会主義諸国であるが，社会主義経済から市場経済体制へ移行しつつある国が存在している。また，ミャンマーのように，政治的には社会主義・共産主義体制ではなかったが，社会主義から市場経済体制に移行しつつある国もある。

第2は，政府が経済に対してどの程度の規制を行うかという経済活動の自由度に関する制度である。政府の企業に対する介入・規制をどうするかという制度である。新古典派経済学では，財の配分は自由競争によってなされる

場合が最も効率的であると仮定する。自由競争のためには、政府の規制を最小限にするのが望ましいと考え、規制緩和を主張している。現実の世界に視点を転じると、発展途上国では、多くの規制が存在している。アジア諸国でも、外国資本に対する制限、企業活動に対する許認可・規制、民族間のバランスを保つための各種規制、等、多くの規制が存在している。本稿でケースとして取り上げるミャンマー、ベトナムとも政府による規制の強い国である。

第3は、経済に占める国有・公有企業の比重をどのようにすべきかという、国有・公有企業の役割に関する制度である。かつての社会主義国では、経済の担い手は、国有・公有企業であり、資本の公有化が基本的理念であった。ベトナム、中国等の移行国においても、依然として経済における国有・公有企業の比重は高い。ミャンマーやアジアの多くの資本主義国においても、政府の経済開発政策により多くの国有・公有企業が設立され、現在でも経済に占める役割はかなり高い傾向にある。

#### (4) 企業制度

企業制度の国際比較において重要な制度として以下がある。

第1は、その国に支配的な企業形態と企業政策である。世界的に見ると、現在支配的な企業形態は株式会社形態であろう。同じ株式会社形態であっても、各国により、株式市場、資本市場、資本の所有、持ち株会社、企業内の垂直的統合、会社法、等の内容は相違している。国により、公企業の比重の高い国がある。財閥の形態においても、国により特徴が見られる。企業間の垂直的關係、部品メーカーとの関係、合併、戦略提携、等においても特徴が見られる。また、多くの国で、民間企業のみならず、国営企業・公営企業形態が存在している。

第2は、トップマネジメントの制度である。トップマネジメントの構造、所有と経営の分離・専門的経営者、等の状況や制度は、国により相違してい

る。

第3は、コーポレートガバナンスの制度である。メインバンク・システムと金融規制、

コーポレートガバナンスの構造、等は国により相違がある。

第4は、企業の雇用システムの制度である。採用、配置、報酬、企業内インセンティブ、技能形成、キャリア形成、等の企業の雇用システムの制度である。

## (5) 政治制度

先進国では、民主主義を基本とした政治制度で、安定した政府というのは当然のことであるが、中進国、発展途上国、社会主義国の一部の国では、このような政治状況とはかなり相違している。クーデター、内戦、軍事政権、独裁政治、等の政治混乱が生じている国もまだ存在するし、社会主義国では、共産党の一党支配が続いている。国の経済発展発展にとって、政治制度は重要な要因であろう。また、実際に政策を執行する官僚制度も重要である。発展途上国では、依然として、不透明で不公正な官僚制の国が少なからず存在する。コネが幅をきかすのではなく、優秀な者が採用され昇進するという実力主義で、汚職が少ない官僚制度が経済発展にとって重要であろう。

本稿でケースとして取り上げるミャンマーは、現在まで軍事独裁政権が続いており、アジアの中で政治的リスクの高い国の1つであろう。

## 第1章 ミャンマーの経済発展とカントリーリスク

### 第1節 ミャンマーの政治リスク

#### (1) 政治情勢

ミャンマーの現在までの政治情勢についてまず概説してみよう。

(a) ネ・ウイン政権

1948年1月4日、ビルマ連邦として、イギリスから独立した。47年には新憲法を制定し、その理想は、公平・自由および平等の原則に基づく独立国家の建設を意図したものであった。

1947年の新憲法に基づき1948年1月独立後、ウ・ヌ首相率いる『反ファシスト人民自由連盟（AFPFL）』が多数党として政権を担当していた。ビルマ政府は、議会制民主政治を採用し、政党政治が行なわれた。

1958年、反ファシスト人民自由連盟は内紛により分裂し政情が不安定となった。このため、ウ・ヌ首相は国軍に事態の收拾を依頼し、同年10月ネ・ウイン最高司令官を首班とする選挙管理内閣を樹立した。1960年の総選挙でウ・ヌ派が大勝し、ウ・ヌは首相に返り咲いた。ウ・ヌ首相は、少数民族による自治権拡大要求、仏教国教化等の諸問題について優柔不断な態度を取ったため、国内混乱が増大した。そのためネ・ウイン司令官率いる国軍は、事態がこのまま推移すれば連邦分裂の危機があるとして、1962年3月クーデターにより政権を掌握し、直ちに革命評議会を設置した。憲法を停止し、議会を解散させた。

ネ・ウインは、クーデター後、「ビルマ社会主義計画党（BSPP）」を設立し、同党の一党支配の下、社会主義経済政策を進めた。これまでの経済政策から転換して、閉鎖的なビルマ式社会主義を採用した。ネ・ウイン司令官は、ビルマ社会主義計画党の議長に就いた。73年12月の国民投票で「ビルマ連邦社会主義共和国憲法」が採択され、73年1月に分布された。74年3月には、新憲法の分布に伴い、人民議会選挙が実施され、第1回人民議会が開催された。ネ・ウインは、1974年に行われた民政移管後も、大統領に就任し、絶対的な指導権を掌握し続けた。ネ・ウインが行なったビルマ式社会主義の大きな特徴は外資・外国人や国内資本家が支配していた企業や部門の国有化、すなわち徹底した産業・流通部門の国有化政策であった。

ネ・ウイン政権がビルマ式社会主義を採用した背景には以下があろう。

第1は、英国からの独立後も経済の多くを支配していたのは、英国資本、インド人地主、華僑系資本であったため、国有化によってミャンマー人が経済を支配する体制に変える狙いがあった。すなわち、英国資本の金融、鉱山、プランテーション、大規模工業、華僑系資本の企業・事業、インド人の地主、金融資本が、ほとんど国営化された。国有化政策が一段落する1960年代後半には、国内資本の約70%は国有部門の所有となった。

第2は、ミャンマーは民間資本や市場経済が未熟な状況においては、国家が統制する形での経済運営が適切であるという判断があった。

第3は、少数民族の独立を求める武力闘争や共産勢力を鎮圧し、国家統合を実現する狙いがあった。

しかし、この閉鎖的なビルマ式社会主義は、長期にわたる経済停滞をもたらしてしまった。国営化した企業・事業部門の経営は非効率で、生産は停滞し、各種の国家統制は国民の生産意欲を減退させた。企業の国有化の過程で、企業経営に疎い軍人が企業の経営者・管理者として大量に天下ったということが企業の経営効率を低下させる一因ともなった。

80年代後半なって社会主義経済政策が行き詰まるに従い、長年に亘る経済困難、軍の力を背景とする一党支配等に対する国民の不満が高まり、1988年3月ヤンゴン市で大学生と市民との間の些細な喧嘩をきっかけとした騒動が発生し、騒動はその後、特に6月以降ネ・ウイン政権の退陣を求める全国的な民主化運動に発展した。

## (b) 国家法律秩序回復評議会 (SLORC) 政権の登場

民主化要求運動は、1988年8月以降特に激しさを増し、騒乱状態となり、また政府職員の職場放棄、デモ等により国家機能は麻痺し治安が極度に悪化したため、ソー・マウン司令官率いる国軍が9月18日にクーデターを起こし全権を掌握した。国軍は、クーデター直後、国政の最高機関として現

役の国軍最高幹部によって構成される「国家法律秩序回復評議会（SLOC； State Law and Order Restoration Council）を設立し、ソー・マウン司令官が議長に就いた。89年より、国名を「ビルマ連邦社会主義共和国」から「ミャンマー連邦」に変更した。

国家法律秩序回復評議会政権は、国家目標として①連邦分裂阻止，②民族統一の分裂阻止，③独立，主権の維持を掲げると共に、自らを暫定政権と位置付け、1990年5月に複数政党制による総選挙を実施し、その後新政府が樹立されれば民政移管すると公約した。

国家法律秩序回復評議会は当初の公約通り、1990年5月に複数政党制による総選挙を実施し、485議席（各選挙区定数1名）に93政党、2296人が立候補した。総選挙では、ティン・ウ国防相及びアウン・サン・スー・チャー女史が率いる国民民主連盟（NLD； National League for Democracy）が、485議席中392議席を獲得して圧勝した。これに対してネ・ウイン政権当時、唯一の政党であったビルマ社会主義計画党の後身である「国民統一党（NUP； National Unity Party）」は当選が10議席のみであり大敗した。

国民民主連合は総選挙後、90年7月28-29日に議員総会を開催し、早期の民政移管実現のため暫定憲法を作成しそれにより政権委譲を図ることを求める決議を採択した。これに対して国家法律秩序回復評議会は、議員総会の直前である7月27日に、声明第1/90号を発出し、政権委譲のためにはしっかりした新憲法を作成することが必要であり、安易に暫定憲法による政権委譲を行うことは認められないとの立場を明確にした。

その後国家法律秩序回復評議会は、しっかりした憲法を作成するためには各少数民族、国民各階層の意見を聞く必要があるとして、国会議員、少数民族代表等から構成される国民会議（National Convention）を開催し、新憲法の基本原則を協議するとの考えを明らかにした。しかしその後、ソー・マウン議長の下で国民会議の開催時期について明らかにされることなく、また民政移管に向けての具体的な動きも見られなかった。

(c) タン・シュエ議長 の 就任 と 国民会 議 の 開催

1992年4月23日、ソー・マウン議長は健康上の理由で突然辞任し、タン・シュエ副議長が議長に就任した。国家法律秩序回復評議会は、タン・シュエ議長就任直後に国民会議の開催時期等につき、それまでのソー・マウン議長の時とは異なり以下のような前向きな措置を相次いで発表した。

- ①国民会議を遅くとも93年1月までに開催。
- ②国家に危害を加えることがないと認められる政治犯の釈放（本件発表以降漸次釈放を実施し、94年3月現在2,049名を釈放している）
- ③89年7月より自宅軟禁措置を受けているアウン・サン・スー・チー女史と家族との面会の許可。

国家法律秩序回復評議会は、1992年10月に、国民会議で新憲法の基本的事項を協議するに際しての基本原則6項目を発表したが、そこでは連邦の分裂阻止、国民の分裂阻止といったこれまでの主張に加え、将来の国政を指導する機構への国軍の参加を確保するとの考え方が打ち出された。

1993年1月より政党代表、国会議員代表、少数民族代表等8つのグループの代表（定員702名）が出席して国民会議が開催された。会議では憲法に如何なる章を設けるかについて議論が行われた。

国民会議は上記基本的事項を決定後、これまで長期に亘って国民会議の代議員が家や職場を離れていること、また今後の会合で議論するための検討する時間を代議員に与える必要があるとして、93年1月17日まで休会とされた後、94年1月1日より再開され、「国家」、「国家の構成」及び「国家元首」の章についての基本的事項について議論が行われた。

現在まで、このような軍事政権による体制は基本的に変わっておらず、憲法もまだ制定されていない状況である。また、88年9月の国軍によるクーデターによりそれまで立法機関として存在していた人民議会は解散され、現在立法機関としての任には、軍事政権の母体である国家法律秩序回復評議会（SLORC）が当たっている状況が続いている。ただ、昨年の2000

年から、アウン・サン・スー・チーが率いる国民民主連盟（NLD）と軍事政権との、民主化に向けての話し合いが始まっており、拘束していた190人の国民民主連盟党員ら政治犯の釈放、アウン・サン・スー・チーの自宅軟禁の緩和、等の成果をあげている。今後のミャンマー政治の動向が注目されよう。

国際関係では、ミャンマーは、1997年7月に、アセアンに正式に加盟したことは重要である。ミャンマーはアセアン加盟が国際社会復帰の第1歩につながるものとして期待している。

#### (d) アウン・サン・スー・チー女史問題

ミャンマー独立の父アウン・サン将軍（1947年暗殺される）の娘であるアウン・サン・スー・チー女史は英国人と結婚し、英国に居住していたが、1988年母親の病気見舞いのため帰国中に民主化運動が起こり、指導者の一人として運動に参加すると共に、テイン・ウ元国防相等と国民民主連盟（NLD；National League for Democracy）を結成した。

しかし反政府軍との結託、ゼネストの煽動、及び国軍批判発言等、国家の安全を危なくする犯罪を犯したとして、89年7月に国家防衛法により自宅軟禁措置が取られ現在に至っており、90年の総選挙への立候補は認められなかった。

軍事政権は、アウン・サン・スー・チー女史が出国するのであれば釈放するとの立場であるが、これに対して同女史は国内に留まり続けるとの意志を変えておらず、釈放は現時点では自宅軟禁の状況が続いている。

なお、アウン・サン・スー・チー女史は91年12月にノーベル平和賞を受賞している。

### (3) 国際関係

欧米諸国は、1988年の国軍による全権掌握、政権委譲を巡る情勢、アウ

ン・サン・スー・チー女史の自宅軟禁措置等に対して極めて批判的な対応を取っている。経済協力を停止している他、米国は91年に経済制裁（繊維協定の延期停止）の発動、武器禁輸を、また EC 諸国は、91年に武器禁輸、在ミャンマー公館からの武官の相互引き上げを決定している。これに対して軍事政権は、内政干渉であるとして強く反発して両者の関係は極めて冷却化している。

アメリカ政府は、ミャンマーの人権問題に改善が見られないとして、97年の「ミャンマー経済制裁法」を成立させている。アメリカは、ミャンマーへの援助停止を実施しており、アメリカ企業のミャンマーへの直接投資も禁止している。また、世界銀行や IMF 等の国際機関からの援助も原則的には停止されている。

ミャンマーへの支援を停止している国が多い中で、中国は、ミャンマーに対して支援に乗り出している。中国・ミャンマー経済技術協定に基づき、無利子借款の援助を続けている。港湾設備、電力発電、鉄道整備などインフラを中心とした協力を実施している。中国との経済関係では、雲南省との間で国境貿易が公認され拡大している。

タイ、シンガポール、マレーシアを中心とする東南アジア諸国では、ミャンマーの孤立化は望ましくないとして、外交や経済関係の交流を行っている。これらの東南アジア諸国のミャンマーへの直接投資も活発になってきている。

日本との関係は、95年7月のスーチー女史開放を評価して、無償援助と貿易保険などの一部の援助を再開した。

以上のように、ミャンマーでは、軍事政権が民主化勢力を力で押さえ込んであり、国際政治的情勢は極めて不安定である。また、ミャンマーは、外国からの開発援助が期待できなく、国際的にも孤立した状況が続いている。その意味で、ミャンマーの政治的リスクはかなり高い状況となっている。

## 第2節 ミャンマーの経済リスク

### (1) 経済の推移

ミャンマーでは、1962年3月のクーデター以後、ビルマ社会主義計画党による一党独裁体制の下で農業を除く主要経済分野を国有化する等、閉鎖的社会主义経済政策を実施した。同政策の下で国内の生産活動は低迷し、雇用の減少・極度の物資不足がもたらされた結果、1986年度には経済成長はマイナス成長へと落ち込み、1987年12月には国連により後発開発途上国の認定を受けるまでに至った。

このような状況下、1987年9月コメを含む農産物・品目に対する流通が自由化され価格管理政策が放棄されたものの、これに伴う米価上昇や高額紙幣の廃止を行ったこと等により国民の不満が高まり、学生や市民による民主化要求デモが発生するようになった。1988年9月、国軍はクーデターにより全権を掌握し、経済面では市場経済開放政策への転換をその基本に掲げた。

この軍事政権の中核である国家法律秩序回復評議会（SLORC）は、1988年10月民間貿易の自由化、同年11月外国投資法の公布及び国境貿易の合法化と相次いで市場経済開放政策を発表し、特に89年3月には過去四半世紀に及ぶ社会主義経済政策の放棄を正式に発表すると共に、国营企業の独占を廃止する国营企業法を公布した。その後も1989年投資商業銀行の設立、1990年3月商業税法の公布、同年6月観光法の公布、同年7月中央銀行法、金融機関法、農業地方開発銀行法の公布、同年11月民間企業法の公布、91年10月家内工業振興法の公布、92年関税法の公布、同年6月預金銀行法の公布、同年9月国境地域少数民族開発省及びホテル観光省の新設、同年12月協同組合法の公布、93年2月外貨獲得強化と観光客への便宜を図ることを目的とした外貨証券（FEC）の発行、計画財務省の国家計画経済省と財務歳入省への再編、同年4月開発委員会法の公布、同年7月保険法の公布、同年10月新たなホテル観光法の公布、同年12月中期国債の発行、94年3月ミャンマー市民投資法の公布と様々な経済関連法や諸制度の整備に努めると共に、経済インフラの整備

にも努め、民間活力の導入や外国投資の誘致を図ってきている。

これらの諸施策の結果、民間部門における経済活動が比較的活発に推移するようになり、中国、タイ、シンガポールからの輸入品を中心に多様な物資がマーケットで流通するようになった。外国企業による投資は当初、欧米企業を中心とする石油・ガス開発が主要な部分を占め、韓国・タイ・香港・シンガポール等周辺アジア諸国が製造業等に比較的小規模な投資を行ってきた。1993年度に入り、BOT方式等でのホテル建設投資が急増し、石油・ガス分野の投資額に迫る勢いとなっている。

物価は毎年20%以上の高騰を続けているものの、1992年度には主に農業生産の拡大により実質経済成長率は、9.3%と大きな伸びを示し、93年度もほぼ当初目標通りの6.0%となった。この結果経済は85年度のピーク時の水準を越えるまで回復した。

軍事政権は、95年1月国営企業民営化委員会を設立して、58ある国営企業の民営化についての検討をはじめた。政府の経済政策は、市場経済化の進展を目指して、以下の4つの目標を掲げた。第1は、農業を基盤として、他の経済部門でも全般的な経済発展をはかること。第2は、市場経済システムを適切に発展させること。第3は、国内・海外から、技術・投資を受け入れることにより経済発展させること。軍事政権は、92年度からスタートさせる経済4カ年計画を策定して、経済成長の年率目標を5.1%としたが、実績は目標を上回る年平均経済成長率は8.2%となった。そして、95年度からスタートする新5カ年計画を策定し、年経済成長目標を6%とした。

しかし、ミャンマー経済は豆類、木材、水産物等の1次産品に大きく依存し、輸出基盤が脆弱であったため、輸入は大幅に増加したものの、輸出が伸び悩んだため、経常収支赤字が拡大し、外貨準備は減少した。そのため、政府は、輸入制限措置に踏み切り、97年7月から民間に輸入ライセンス発給や輸入信用状開設の規制を実施した。

97年からのアジアの経済危機は、ミャンマー経済にも深刻な影響を与え、

現地通貨チャットの下落、アジア諸国の需要低迷による輸出不振、外国直接投資の大幅な減少、労働者送金の減少などをもたらした。ミャンマーは外貨危機に陥り、輸入規制の強化、外国送金規制、外貨の集中管理、輸出品目の国家管理の拡大、輸出税の他品目への拡大、対外債務返済の延期、等を実施することを余儀なくされた。外資系企業のミャンマー投資リスクは、より高い状況となってしまった。

今後政府は、観光業及び農林水産物加工業を中心に、当国の経済開発を進めていく方針であり、若干の成果は現れ始めているが、現実と大きく乖離した非現実的な公定為替レート、依然として著しく立ち遅れた電力、道路、通信等の経済インフラ、不透明な政治状況による先進国からの援助の停止等、経済発展に対する制約も多く、経済を本格的に成長軌道に乗せるためには今後これらの制約を克服していくことが必要不可欠であると考えられる。

## (2) ミャンマー経済の現状

ミャンマー政府の公式統計により、経済の現状についてみてみよう。

図表1は、国内総生産（GDP）の推移を示したものである。この表を見ると、ミャンマーは、毎年高度成長しているように思われるが、実態は、インフレによる成長という側面も濃厚である。

1998-99年度の1人あたりのGDPは、33012チャットであるが、公式レート（1米ドル約6チャット）で換算すると5502米ドルとなる。ただし、チャットの実勢レートは、その当時1米ドル400チャット程度であったことから、実勢レートからする1人あたりのGDPは、82米ドル程度となる。公式レートによる5502ドルという数字は、東南アジア諸国の先進国並の数字であり、過大評価であろうし、実勢レートによる82ドルという数字は、世界で最も低い国となることから過小評価であろう。実際のミャンマーの1人あたりのGDPは、200-300ドル程度と考えられよう。著者の実感からすると、ベトナムよりやや低いという感じである。

図表1 ミャンマーのGDPの推移

	At 1985/86 Constant Prices		At Current Prices		
	GDP (100万チャット)	1人あたりの GDP (チャット)	GDP (100万チャット)	Total Income (100万チャット)	1人あたりの GDP (チャット)
1987/88	53178	1380	68698	71109	1782
1988/89	47141	1200	76243	77517	1940
1989/90	48883	1221	124666	125227	3114
1990/91	50260	1232	151941	154512	3725
1991/92	49933	1202	186802	189213	4496
1992/93	54757	1293	249395	251170	5891
1993/94	58064	1347	360321	364016	8357
1994/95	62406	1421	472774	475701	10764
1995/96	66742	1492	604729	609998	13515
1996/97	71042	1559	791980	798271	17381
1997/98	75057	1618	1109554	1117521	23912
1998/99 (Provisional)	78775	1667	1559996	1568208	33012
1999/2000 (Plan)	84013	1746	1666682	1674427	34634

(出所：“Myanmar, fat and figure” Ministng of Iuformation, Union of Myanmar, 2000, pp.70)

産業別に GDP の内訳を見ると、農業部門が35.6%と、圧倒的なシェアを占めており、ミャンマー経済は農業を基盤としている構造であることを示している。加工・製造部門は9.2%であり、まだ脆弱である。

貿易収支を見ると、97-98年度は、輸入が約62.9億チャット、輸入が約142.574億チャットであり、大幅な貿易赤字を記録している。この大幅な貿易赤字による外貨事情の悪化が、ミャンマー経済の最大の問題点となっている

る。

貿易相手国を見てみよう。最大の貿易相手国は、東南アジア諸国であり、日本、中国、韓国、が続いている。いずれの国も、貿易収支は黒字であり、いかに輸出を増やすかが課題となっている。

ミャンマー経済、およびミャンマーへの外国投資、とくに製造業分野への投資を妨げてきた最大のリスク要因は、インフラの未整備と二重為替問題であろう。以下でこの点についてみてみよう。

### (3) インフラ問題

ネ・ウィン時代からの鎖国政策によって、ミャンマーのインフラは、他の東南アジア諸国と比較しても立ち遅れた状況となっており、インフラの未整備が外国投資の最大のリスク要因となってい。

現在、電力については、系統設備能力は、約870メガワットである。1996年の世界銀行の統計によるとミャンマーの1人あたりの電力消費量は58キロワットとなっており、ベトナムの177ワット、インドネシアの296ワット、フィリピンの405ワット、タイの1289ワット、と比較してみても格段に低い。また、ミャンマーの送配電ロス率は約36%と、ベトナムの19%と比較しても高い状態であり、送電網の老朽化が極めて深刻な状況であることを示している。97年の干ばつ以降、水力発電の能力を低下し、極端な電力不足をもたらしている。著者の、ヤンゴン滞在時でも、1日に10数回停電が起きており、停電時はホテルの自家発電に切り替わっていた。

電話については、1997年の世界銀行の統計によると、1000人当たりの回線数は5で、ベトナムの21、インドネシアの25、フィリピンの29、タイの80に比較して格段に低い状況である。また、舗装道路の比率は12%で、ベトナムの25%、インドネシアの46%と比較しても極めて低い状態である。

ミャンマーが、このようにインフラの整備が大幅に遅れている原因の1つとして、西側先進国や国際機関から開発援助が極めて少ない状況にあるとい

うことがある。ミャンマー軍事政権による民主勢力への抑圧を理由として、ミャンマーへの援助を停止している国や機関が存在するのである。ミャンマーでは、経済制裁が行われていない中国やタイ等からの借款、外国企業による BOT 方式や民間借款を用い、あとは乏しい国内の資金でインフラ建設を行なうという状況となっている。最近の注目すべき動きとして、製造業分野の投資誘致に効果を発揮しているのは工業団地の造成がある。日本、タイ、シンガポールなどの企業が手掛けている工業団地のプロジェクトは、ヤンゴン周辺に数ヶ所あり、三井物産のミンガラドン工業団地は98年2月にオープンした。既に外資企業が進出してきているが、日系企業は数社程度で、まだ必ずしも多くない状況である。こうした工業団地は電力、上下水道、運輸、通信等のインフラ整備について、特別の配慮がなされており、外資企業が進出を妨げてきたインフラ面でのリスクをある程度緩和させている。

#### (4) 二重為替問題

ミャンマーの第2のリスク要因は、二重為替問題である。現地通貨のチャットが公定レートでは1米ドル約6チャットであるのに対して、市場での実勢レートでは1米ドル630-680チャット（2001年9月現在）まで下落して、公定と実勢レートで約100倍近い開きが生じている問題である。この二重為替問題が、外国からの投資を妨げ、大きなリスク要因となっている。この問題の解決には国際通貨基金（IMF）の支援が不可欠であるが、欧米の反対でそれが得られない状態では、解決の目処は立ちにくい。こうした中で、ミャンマー政府は IMF との交渉を粘り強く続けるかたわら、二重為替解消に向けての独自の措置を講じて準備を進めている。具体的には、

- (a) 1993年2月、外貨獲得の促進と外国からの旅行者の便宜を図るため、外貨証券（Foreign Exchange Certificate；FEC）の発行を開始した。
- (b) 1995年12月、政府公認の FEC 交換所をヤンゴン、マンダレー、パガンなどに設置し、実勢レートでの外貨交換を合法的に可能とした。

(c) 1996年6月、輸入関税率を十分の一程度に引き下げるとともに、課税の際の為替レートを1ドル=100チャットで換算する（それ以前は公定レートで換算）措置を実施した。

しかしながら、外資企業の経営において、このような2重為替の存在は、企業経営において各種の制約要因となっている。

この2重為替問題の背景として重要である、ミャンマーの金融政策と貿易についてみてみよう。金融に関しては、88年9月以降の経済開放政策への転換に伴い金融部門の効率化を図るため諸々の金融制度の改革が実施されてきている。88年11月の外資法の導入に伴い、89年9月に政府系投資専門銀行としてミャンマー投資商業銀行が設立され、これにより中央銀行以外の政府系の専門銀行はミャンマー経済銀行、ミャンマー外国貿易銀行、ミャンマー農業地方開発銀行と併せ4行となった。また77年以來の金利水準の改定が行われ、中央銀行の公定歩合は、4%から11%に引き上げられた。90年7月には中央銀行法、金融機関法、農業地方開発銀行法が改正され、各銀行はより幅の広いサービスを提供出来るようになった。また外国銀行をも含む民間資本による銀行設立が認められ、銀行間の競争原理が導入された。92年6月には預金銀行法が制定され、銀行の預金機能を拡充すべく手続き等の自由化が図られた。これに対応し、同年7月ミャンマー経済銀行の普通預金金利が8%から10%、また預金証書（11年満期）金利が10%から12%に引き上げられた。93年1月から外貨獲得強化と外国人観光客の便宜を図ることを主目的に中央銀行より外貨証券が発行されるようになった。外貨証券はミャンマー国民も購入出来、また外貨として預金出来る。外貨と国内通貨の間の公定為替レートと実勢レート的大幅乖離による為替差損を避けるための中間的通貨として使用されている。93年7月にはミャンマー保険法が公布され、個人や民間企業に対する損害補償制度の整備や民間企業の保険業務への参入が可能となった。同年12月には資本市場形成の先駆けとして、中央銀行により中期国債が発行された。

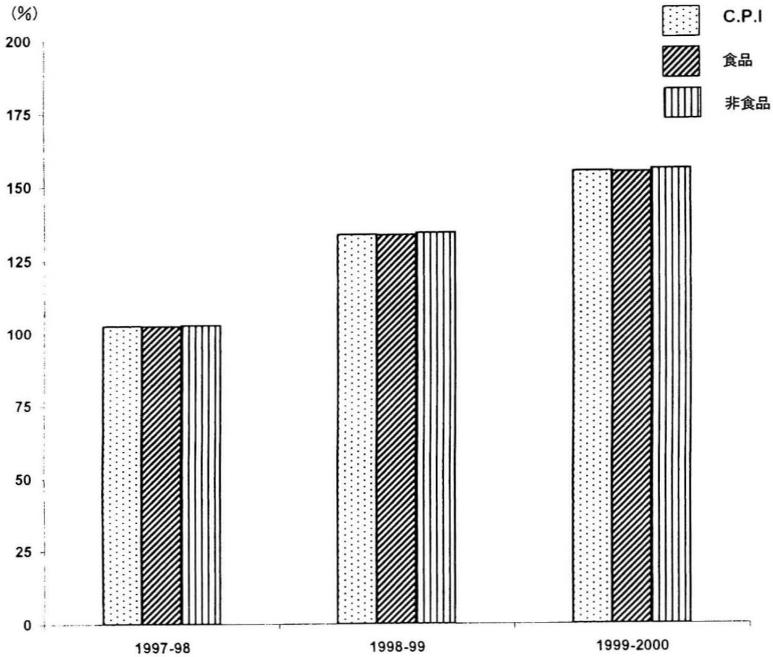
次に、貿易についてみてみよう。ミャンマーの貿易収支は、第一次産品国際価格の下落、特に主要輸出品であるコメの国際価格の下落もあって、1977年度以降恒常的に赤字基調となっている。このため社会主義経済政策を採用していた前政権は輸入を厳しく制限し貿易の縮小均衡を図ろうとしたが、これがミャンマー国内の生産活動を低迷させ雇用の減少、物資の不足を通じて国民生活に悪影響を与えたため、現政権は、社会主義経済制度を放棄して市場経済政策に転じ、88年10月チーク材、石油製品、天然ガス、真珠、宝石等の特定の品目を除く全ての品目につき民間貿易を自由化、同時に外貨保有規制の緩和も実施した。88年12月には中国との民間国境貿易を合法化し、その後タイ、バングラデシュ、インド国境においても国境貿易が合法化された。また93年3月、関税率法の改定を行い、特に国境貿易の関税優遇措置を設けた。これら一連の措置の結果、輸出額は増加してきているものの、ほぼ同額で輸入額も増加しているため、外貨獲得効果は相殺されており、依然として大幅な輸入超過の状態となっている。外貨準備高については、深刻な状況が続いており、対外債務支払いの不履行により急激な延滞債務の膨張という状況にも陥っている。

#### (5) インフレーション問題

ミャンマー経済のリスクとして重要な問題として、インフレの進展があげられる。消費者物価（ヤンゴン消費者物価指数）によると、89年度以降95年まで年20-30%台の上昇が続いている。97年のアジアの経済危機以降、さらに物価上昇が加速してきている。

ヤンゴン市の1986年を100とした消費者物価指標によると、95年は715.44、96年は831.88、98年11月は1799.22、99年8月は1968.2と、高いインフレ状況となっている。図表2は、ヤンゴン市での消費者物価の推移を見たものである。97-98年期を100とすると、消費者物価上昇は、98-99年期は約25%の上昇、99-2000期もほぼ同率の上昇となっている。

図表2 ヤンゴン市の消費者物価指標  
Base year : 1997 = 100



(出所：The Government of Union of Myanmar, Ministry of National Planning and Economic Development, "Statistical Yearbook 2000," Central Statistical Organization, pp.212)

### 第3節 ミャンマーの社会リスク

#### (1) 少数民族問題

ミャンマーの人口は、1998-99年の政府統計によると4725万人で、年間人口増加率は1.84%であった。首都ヤンゴンの人口は、98年のセンサスによれば約538万人である。

民族別に見ると、ビルマ族が約69%、シャン族が約8.5%、カイン（カレン）族が約6%、アラカン族が約4.5%、モン族が約2.5%、チン族が約2%、カチン族が約1.4%となっている。ミャンマーの国土は約68万平方キロで、日本の約1.8倍である。ミャンマーは、民族の宝庫といわれるほど多様な民族が存在する。

ミャンマーでの社会リスクとして重要なのは、少数民族問題である。ミャンマーでは、自治権、独立を要求する少数民族が武力による反政府活動を行っており、最大の内政問題となっていた。近年、政府は少数民族との和平実現政策を推し進めており、成果をあげつつある。89年4月には、ビルマ共産党の武装組織であるワ族、コーカン族の間で和平が実現し、93年10月には最大の少数民族武装組織の1つであるカチン独立機構との間でも和平合意に達した。これまで、10程度の少数民族反政府組織との和平合意が実現している。残る主要武装勢力としては、カレン民族同盟との問題が残っている。政府は、カレン民族同盟ともすでに和平交渉が始まっており、近い将来和平合意の達成が期待される。また、シャン高原を中心に麻薬取引を行っていたモンタイ軍は、96年1月に全面投降し、武装解除に応じ、和平が実現している。

## (2) 教育問題

世界銀行<sup>4)</sup>によると、ミャンマーの非識字率は、男性11%、女性21%となっており、同程度の開発途上国と比較しても低い状況である。その点からすると、ミャンマーの基礎教育はそこそこの水準である。しかし、ミャンマーの義務教育の就学率は、近年低下傾向であり大きな問題である。世界銀行によると、10～14歳児童就学率の統計によると、1980年の28%から、98年には24%と低下している。義務教育就学率の低下は、ミャンマーの人的資源の優位性を喪失させるもので、経済発展、外国投資の誘致、社会の発達にとって大きなリスク要因である。

ミャンマーの場合、その他の教育問題で深刻なのは、96年の11月の学生デ

モ発生以降現在まで、治安問題を理由として大学が閉鎖されていることである。すなわち、大学で従業を行えない異常な状況が続いている。このような大学教育の停止は、中長期的には人材育成の遅れとなり、ミャンマーの経済発展や外資系企業の進出にとってのリスク要因となるであろう。

## 第4節 ミャンマーの企業経営リスク

### (1) 政府の外資政策

#### 1. ミャンマーの外資政策

ミャンマーは、1988年12月に「外国投資法」が公布され、外国投資を積極的に受け入れる政策に転換した。同法は、100%外資企業を認め、合弁企業については外資側出資比率を35%以上としている。次いで89年5月に発表された外国投資委員会布告により、外資に対して広範囲の分野での投資を認めている。

#### 2. ミャンマーの外資導入の現状

図表3は、97年から2000年上半期までのミャンマーへの直接投資を国別に見た統計である。98年、99年は、主にアジアの経済危機の影響で、直接投資額、件数とも大幅に落ち込んだ。2000年からは、やや回復基調に転じている。国、地域別に見ると、これまでミャンマーへの投資が多かったシンガポール、タイ、マレーシアなどのアセアン諸国、および日本が依然低調で、これらに代わり韓国、香港等の、その他諸国の投資が増加してきている。

日本企業の対ミャンマー投資の推移と現状についてみてみよう。日本企業の投資は、近年低迷しており、98年に1件、99年に2件、2000年上半期はゼロである。日本企業のミャンマー投資の実績と関心が低下している。2000年9月までの日本企業の投資件数の累計はわずか22件で、投資金額の合計も2億3290万ドルとなっている。2000年3月には、味の素の工場閉鎖による撤退、同5月にはトヨタ自動車の駐在員事務所閉鎖、同3月には全日空のヤンゴン

図表3 国・地域別対内直接投資（認可ベース）

（単位：件，100万ドル）

	97年度		98年度		99年度		2000年度上半期		88～2000年9月累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
シンガポール	11	137.7	1	4.0	2	3.8	—	—	69	1,538.1
英 国	5	24.9	1	1.2	1	15.0	2	10.8	36	1,382.5
タ イ	3	130.4	2	7.4	3	16.5	—	—	47	1,264.5
マレーシア	6	124.8	—	—	—	—	2	9.8	27	597.0
米 国	—	—	—	—	—	—	—	—	16	582.1
フ ラ ンス	—	—	—	—	—	—	—	—	3	470.4
オ ラ ンダ	—	—	—	—	—	—	—	—	5	238.8
インドネシア	4	25.4	1	1.1	1	1.4	—	—	10	238.8
日 本	6	26.9	1	4.7	2	5.1	—	—	22	232.9
そ の 他	21	307.3	4	11.2	5	13.8	10	95.3	106	748.0
合 計	56	777.4	10	29.5	14	55.6	14	115.9	341	7,292.9

（注）英国にはバージン諸島，バミューダ諸島を含む。

（出所：「ジェトロ投資白書2001」ジェトロ，pp.216）

直行便休止などが相次ぎ，日本企業のミャンマー向け投資が一層慎重になってきている。ただ，直接投資を伴わない，委託加工による進出は増加しており，特に縫製分野を中心に拡大している。

ミャンマー政府は，1996年をミャンマー観光年とする構想を発表したことによって，93・94年度にはホテル・観光関連の投資が拡大した。

## （2）企業形態

ミャンマーは，1962年から88年の26年間，ビルマ式社会主義という独自の政策をとった。ビルマ式社会主義は，政治においては共産主義思想とは全く異なるが，経済においては，主要セクターの国有化，中央主権的計画経済，

外資の制限や排除など、多くの点で他の社会主義国家と共通点を持っていた。89年から、社会主義政策は放棄したものの、ミャンマーの企業形態は、依然として国有企業の比重が高く、多くの国有企業は経営効率が悪く、赤字の状況である。国有企業改革の動きは見られるものの、まだわずかな進展しか見られず、ミャンマー経済にとって大きな問題となっている。

### (3) 人的資源

著者の聞き取り調査によると、ミャンマーでの外資系企業の現場従業員の賃金は、20米ドル、現地通貨で13000チャット程度のものである。近年に急激なインフレにより、毎年大幅な賃上げが余儀なくされている。

日系企業の経営者に対する聞き取り調査によると、ミャンマー人従業員は、労働力としては質が高く、潜在的な能力は優秀であり、勤勉であるという意見が多かった。特に、女性のほうが優秀であるという意見もあった。

現在、政府は、労働組合活動を禁止しているため、外資企業の多くは労働組合が存在していない。

### (4) 経営戦略

ミャンマー外資系企業経営において、最大の経営戦略のリスク・制限要因は、ミャンマー政府による貿易・為替管理であろう。近年、極めて激しい外貨事情を反映して、政府の貿易・為替に関する規制は強化されつつある。2000年8月からは、外貨兌換券を原資とする外国送金の限度額について、1ヶ月2万ドルから1万ドルに引き下げている。このような外資送金規制は外資系企業進出の大きなリスク要因である。また、輸入ライセンスも厳格になり、中古機械や建設機械の輸入は事実上禁止の状態となっている。このような、貿易・為替管理の強化により、日系企業でも部品・原材料や機械の輸入ができないという障害が生じており、生産にも影響が出てきている。この貿易・為替管理が、外資系企業の最大のリスク要因となっている。

## 第2章 ベトナムの経済発展とカントリーリスク

### 第1節 ベトナム経済の現状

ベトナム外資系企業を取り巻く外部経営環境に関する問題、特に経済環境を中心に言及してみよう。

統制経済から市場経済への移行におけるベトナム経済の問題の第1は、国内所得と比べて、貯蓄、投資の割合がきわめて低いことである。それは、インフレ懸念による国民の貯蓄意欲の減退、国有企業の停滞等によるものである。また、金融制度の脆弱性、外資依存の投資戦略等の問題がある。

第2は、財政の赤字が恒常的であることである。これは、個人課税の低さ、農業への課税の低さ、国有企業課税や石油税等に依存した体質のためである。外資系企業に対する課税強化の方向にあることも問題である。

第3は、市場経済と闇経済である。偽ブランド品・密輸品の横行や、巨大な闇経済の存在がある。まだ、ベトナムでは、市場経済の未発達の状態にある。

アジアの経済危機は、ベトナムにおいても大きな影響を与えている。ベトナムでは、通貨ドンの切り下げ圧力、輸出の減速、外貨事情の悪化、海外直接投資受け入れ額の減少、経済成長の減速、という影響が生じてきている。ベトナムの外国為替管理制度は、中国と同様に、政府による管理による通貨政策をとっているため、ベトナムと中国がアジアの通貨危機の防波堤になっているともいえる。タイ・インドネシア・マレーシア・フィリピン等の他のアジア諸国との人的資源、インフラ、部品・原材料、技術、市場、資本、政府の各種優遇策、カントリーリスク等の比較優位性をどうベトナムが維持するかが、外資を引き付ける重要な要因となろう。

ベトナム政府は、中国と同様に市場経済への移行を漸進的に実施する政策をとっており、その点でロシアや一部の東欧諸国とは異なる。また、通貨・

資本・株式等に対する政府の規制を厳しく、全面的な自由化にはいたっていない。アジアの経済危機を防いでいるのはその漸進的政策、規制のためであるのは、ある意味で皮肉だといえよう。

ベトナム政府は、輸出志向と輸入代替をとともに重視した産業政策を採り、国有企業と外資企業に重点を置いている。ただ、現地民間資本の育成はあまり積極的ではないようだ。さらに、ベトナム政府は、社会的公正による経済発展戦略を目指し、地方と中央の均衡ある発展、インフラ整備、部品産業と中小企業の育成を重視している。今後の課題として、国有企業改革の進展、政府の許認可と規制の問題がある。最近、外国企業からの徴税強化と外貨管理強化の動きも問題である。

ベトナムの政治、国際関係に目を転じると、ベトナム共産党の政治体制、ASEAN加盟、AFTA（アジア自由貿易圏の加盟問題）、アメリカとの関係等が重要である。ベトナムは、世界的な民主化運動の流れの中で、政治的に共産党一党支配体制を維持し、政治的安定を図れるか。AFTAに正式に加盟し、貿易、投資自由化政策を推進していくことができるか。アメリカとの政治的、経済的関係を有効に発展できるか。これら、ベトナムには、多くの政治的・経済的難問が山積している。

## 第2節 ベトナムの国有企業改革問題

ベトナムでは国有企業の経済に占める地位は依然として高い。現在6000社以上の国有企業が存在している。国有企業は、ベトナムの統計によると、ベトナムのGDPの約40%を生産し、ベトナムの全工業生産の約70%を占めている。しかしながら、国有企業改革が、ベトナム経済の大きなリスク要因となっている。

旧ソ連、東欧諸国はもちろん、中国においても、市場経済の移行過程で、国有企業の経済に占める比重は低下してきているが、ベトナムにおいては、むしろ逆の現象となって現れている。その理由の1つは、外国資本と国有資

本との合併企業の生産が、統計上、国有企業として扱われていることである。セメント、化学肥料、鉄鋼、化学品、砂糖、家電製品などの生産が外資との合併により急速に拡大しており、これが国有企業の拡大を促している。また、国有企業が、生産のほぼ100%を占める石油製品の大幅な増加という理由もある

ベトナムと中国を比較すると、第1の特徴として、中国においては、郷鎮企業を代表とする企業集団セクターが市場経済化の中でかなりの比重を占めているのに対して、ベトナムにおいては集団セクター（農村での合作社が中心）は事実上崩壊し、その多くは民間企業や自営業に引き継がれたことである。第2に、中国の国有セクターと比べると、ベトナムの国有セクターの成長率が高く、国有企業がまだベトナム経済において支配的であることである。第3に、外国投資の受け入れの歴史が比較的長い中国で、しかも投資額が巨額に上回るにもかかわらず、工業生産に占める外国資本の比重が中国よりベトナムのほうが高いことである。

これらの事情から、外国資本は、ベトナムの経済において重要な役割を担っており、外資の動向はベトナム経済に大きな影響を与える状況となっている。その意味で、アジアの経済危機によるアジア諸国からの直接投資の減少や中止は、ベトナム経済に大きな影響を与えている。

かつてのベトナムの国有企業は、中央による集権的統制、および赤字に対する政府の補填といった補助金制度（これをバオ・カップ制度と呼ばれていた）、等により非効率な経営を続けていた。現在、国有企業は、市場価格で原材料を購入しなければならず、もはや政府から補助金や他の援助を受けることができなくなっている。国有企業は、生産性を高め、品質を高めなければならなくなっている。このような国有企業の改革を実現するには時間がかかるであろうが、国内の民間企業や外国企業との競争に打ち勝って、国有企業の効率を高める必要があるとベトナム政府は考えている。そのために、いくつかの非効率な国有企業は、整理統合されている。ベトナム政府は、依然

として国有企業をベトナム経済において重要な役割を果たし続けるべきであり、国有企業の効率的成果をも確保しなければならないと考えている。

国有企業改革で注目されるのは、国有企業の株式会社化である。

1992年、ベトナム政府は、試験的に国有企業を株式会社化し、その推移を分析するため7社を選抜、発表した。対象とされる7つの国有企業は、5つの中央省庁と2つの地方人民委員会の傘下にある企業であり、比較的経営状況が良好な企業である。この試験的株式会社化は、92年ホーチミン市人民委員会管轄のレガメックスを皮切りとして始められた。政府は、94年頃から第2回目の試験的株式会社化を実施した。国有企業の株式会社化は、未だ試験的段階に留まっており、本格的な株式会社化はまだ進展していない現状である。

96年6月に開催された、第6回ベトナム共産党大会では、経済における国有部門の指導的役割を強調している。政治報告では、資金調達と効率化のために株式会社化を、積極的にかつ着実に進めるとしながらも、国家は国有企業に対して過半数または支配的な株式を保有すると明記し、完全な形での民営化を否定している。国有企業の民営化といっても、ベトナム政府は、部分的民営化を志向しているようである。

また、ベトナムは、2000年に初の株式市場を創設した。しかし、現在まで上場しているのは、20社程度のもので、まだ実験的な段階である。株式市場は、資金不足に悩む現地企業の資金調達の場として期待されているが、決済面など取り引き制度が不透明な上、アジア経済危機の影響で環境も悪く、本格的な株式市場の拡大には慎重な意見もあり、今後の株式市場の展開は注目されよう。

### 第3節 外資に依存した経済発展戦略

ベトナム政府のマクロ経済の2000年までの中期目標は、国家計画委員会によると8～9%実質成長率と1桁台のインフレ率である。1994年～2000年の

必要投資資金は、総額が約500億ドルと見積もられ、そのうち国内資金を200億ドル、国外からの資金を約300億ドル見込んでいる。国内資金は、政府分を100億ドル予定し、国外資金のうち直接投資分を約200億ドル、そして経済援助を100億ドル見込んでいる。この中期目標では、2000年までの10年間にGDPを倍増させる計画である。以上から、ベトナム政府は、外資に依存した経済開発を目指していることになる。

ベトナムは、ドイモイ政策が決定した以降の87年12月新たな外国投資法が制定され、88年1月に実施された。そして、88年9月に外国投資法に関する施行細則が発表された。この新たなベトナムの外国投資法、および施行細則の内容は、他のアジア諸国の外資関連法規に比較しても遜色ない内容となっている。

#### ①輸出加工区の設置

ベトナム政府は、外資を積極的に導入する政策として、輸出加工区(EPZ: Export-Processing Zone)を設置した。現在、ホーチミン、北部のハイフォンやハノイ等で輸出加工区が認可されており、その他の省でも輸出加工区設立の計画がある。

ホーチミン市での輸出加工区の現状のケースについて見てみよう。ホーチミンには、2つの大きな輸出加工区がある。第1は、サイゴン・タントゥアン輸出加工区である。これは、ホーチミンで最初の輸出加工区であり、台湾とベトナムの共同出資形態である。現在、多くの日系企業が進出している。著者の聞き取り調査によると、日系企業の経営は、全般的に良い実績を上げているようである。第2は、サイゴン・リンチュン輸出加工区である。この加工区は、中国とベトナムの共同出資形態である。現状では、日系企業の進出はまだ少なく、アジアの企業が中心に進出している。

#### ②工場団地の設置

1994年に入ってからの大きな変化は、特に工業団地の強調である。つまり、輸出加工区は輸出向けの外資導入を基本とするが、工場団地では、輸出指向

とともに輸入代替も強調する。

ホーチミン市での工場団地の現状について見てみよう。ホーチミンには、現在多くの工業団地があるが、ビエンホア工業団地とアマタ工業団地のケースについて見てみよう。ビエンホア工業団地は、ホーチミンで最大の工場団地であり、ベトナム国営企業による開発である。ビエンホア工業団地には、富士通、三洋電機、マブチ等の多数の日系企業が進出している。アマタ工場団地は、ビエンホア工業団地に隣接した、新しい工業団地である。伊藤忠が一部出資のタイ企業とベトナム国営企業との合弁企業が開発した。日系企業では、花王等が進出しているが、日本企業はまだ少ない。

アジアの経済危機の影響で、ベトナムで認可済みの投資案件の延期、中断が相次いでいる。ベトナム政府によると、延期、中断の件数は、98年4月下旬の集計分だけで最低80件あり、投資予定総額は約73億ドルを上回る。95年-97年に認可を得た案件が大半で、同期間の外国投資認可数の約7%、金額では約4割に相当する規模である。韓国、シンガポールなどアジア企業で約9割を占めている。国・地域別内訳は、韓国の23件が最も多く、シンガポール、台湾各9件、日本、香港、タイ各8件などが続く。マレーシアやインドネシアも含めるとアジア企業は約70件、事業分野別では製造業42件、不動産38件である。

経済危機に直面した、アジア企業が現地事務所を閉鎖したり、完成を前にした外国企業との合弁ホテルが、資金難で工事が遅れ開業が延びたりしている。ハノイやホーチミンは、外国資本によるオフィスビルやホテルの建設が進んでいるが、資金不足で、開業の延期や中止が相次いでいる。

#### 第4節 外国為替問題

対米ドルの為替レートは、89年半ばから90年前半まで、1米ドル約3900ドンで安定的に推移してきたが、その後消費者物価上昇にあわせて減価し、91年末には一時1米ドル14000ドンまで急落した。この外国為替レートの急落

に歯止めをかけるため、外貨交換センターが91年8月にホーチミン市に、10月にハノイ市に開設された。外貨交換センターの開設により、為替レートへの国家の介入が可能となったことから、為替レートの下落に歯止めがかけられた。為替レートは、91年11月に14000ドンを記録したのをピークに、反転し、93年3月には10500ドンにまで増価した。

ベトナムは、98年2月16日通貨ドンの対米ドル相場を5.3%切り下げて、1ドル11815ドンに切り下げた。アジア諸国の通貨が下落してドンが割高となり、国内企業の輸出などに影響が出ていることに対応したものである。ベトナム中央銀行は、1997年10月に銀行間取り引きに関して、中心相場からの値幅制限を従来の5%から10%に変更して、ドル安を容認したが、この措置はそれに続く通貨措置である。さらに、98年8月7日、ベトナム中央銀行は、通貨ドンの対ドル相場を事実上7%切り下げ、ドンの対ドル中心相場を1ドル11815ドンから12998ドンへ10%引き下げると共に、中心相場の値幅制限を10%から7%に縮小した。

現在、ベトナムの国家銀行（中央銀行）の公式交換レートは、1米ドル12998ドンであるが、2001年10月現在のベトコンバンクの実勢レートは、14500ドン程度で取り引きされている。

外資系企業は、法令によると原則として外資バランスを保たなければならないとしているが、90年半ば以降、このような外資バランスはかなり緩和されてきている現状にあった。しかし、アジアの経済危機の影響で、最近ベトナムの外貨事情が悪化してきている。このような事情から、ベトナム政府は、98年9月、外資系企業と国内企業の一部に対して保有外貨の80%以上の売却を義務づける制令を公布した。これは、一部の企業に外貨の強制売却を命じるものである。

制令によると、売却を義務づけられたのは、(1) 輸入代替型産業やインフラ関連など国家重要プロジェクトを手がける外資系企業、(2) 国有企業、政党・軍関係の国内企業。この外資系企業は保有額の80%、この国内企業は

保有外貨の全額の売却を義務づけている。ただ、外貨が必要な際は、手続きを踏めば購入できるという。

## 第5節 インフラ問題

ベトナムでは、ミャンマーほどではないが、インフラストラクチャーの整備が遅れていることである。電力、通信、港湾、道路、鉄道といった基礎的インフラストラクチャーが、他のアセアン諸国に比較するとまだ立ち後れている。ベトナム政府は、このようなインフラストラクチャーの建設を促進するためホーチミン、ハイフォン、ダナンに輸出加工区の建設を予定しているほか、インフラストラクチャーへの外国投資の商業プロジェクト化) 外国企業が建設から施設の運営まで手がけ、利益を上げた後、施設をベトナム側に引き渡す方式) を認める政策を打ち出している。

---

### 注

- 1) 著者は、2001年9月、神奈川大学奨励研究「リスクマネジメント」(研究代表、松枝迪夫経営学部教授)の援助により、ミャンマーを訪問した。本研究はその成果である。
- 2) North, D. の代表的著作としては、North, D. (1990) がある。
- 3) 青木 (1996), pp.24-36。
- 4) 世界銀行 (2000)。

### 〔参考文献〕

青木昌彦・奥野正博「経済システムの比較制度分析」東京大学出版会、1996年。  
綾部恒雄・石井米雄編「もっと知りたいミャンマー」、弘文堂、1994年。  
加藤徳道(丸紅広報部編)「ミャンマーはいま」ダイヤモンド社、1995年。  
North, D. (1990), "Institutions, Institutional Change and Economic Performance", Cambridge University Press. (竹下訳『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房)

- 西澤信善「ミャンマーの経済改革と開放政策」劉草書房，2000年。
- 桐生稔・西澤信善「ミャンマー経済入門」日本評論社，1996年。
- CRC 総合研究所「ミャンマー輝ける未来への道標」（『グローバルセンサー』1996.5）。
- 鈴木康二「ミャンマー・ビジネスガイドブック」中央経済社，1995年。
- Tan Teck Meng. (1996), "Business Opportunities in Myanmar", Prentice Hall.
- The Government of the Union of Myanmar, Ministry of National Planning and Economic Development. (2000), "Statistical Yearbook 2000", Central Statistical Organization, Yangon, Myanmar.
- The Government of the Union of Myanmar, Ministry of Information. (2000), "Myanmar fact and figures", Ministry of Information, Yangon, Myanmar.
- Union of Myanmar Chamber of Commerce and Industry. (1999), "1999 Myanmar Business Directory and Business Guide to Myanmar", Union of Myanmar Chamber of Commerce and Industry, Yangon, Myanmar.
- 田島高志「ミャンマーが見えてくる」サイマル出版会，1997年。
- 田辺寿夫「ビルマ発展のなかの人々」岩波新書，1996年。
- 田村克己・根本敬編「ビルマ」河出書房新社，1997年。
- 中小企業国際センター「ミャンマー事業環境視察団報告書」1996年。
- ジェトロ編「ビジネスガイド・ミャンマー」日本貿易振興会，1997年。
- ジェトロ編「2001ジェトロ投資白書」日本貿易振興会，2001年。
- Khin Maung Kyi, et al. (2000), "Economic Development of Burma", The Olof Palme International Center.
- World Bank, (2000), "World Development Report 1999/2000, World Bank. (世界銀行著，小浜訳「世界開発報告1999・2000」東洋経済新報社，2000年)
- 山口洋一「ミャンマーの実像」劉草書房，1999年。